

第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針の概要

1 保護管理指針策定の目的及び背景

ツキノワグマは生息数の減少が危惧される一方で、本県では地形的に人間の生活域とクマの生息域が近接しており、さらに、クマを誘引する果樹園が多く存在し、農林業者の減少や高齢化等による農地等の耕作放棄等によって「人間活動を優先する地域」への侵入による人身被害や農林業被害の増加が懸念される。

そこで、ツキノワグマの地域個体群の将来にわたっての存続と、人間との軋轢の軽減を両立するため、ツキノワグマ保護管理指針を策定する。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 保護管理が行われるべき区域

県内全域

5 保護管理の目標

(1) 現 状

ア 生息環境

富士・丹沢地域、南アルプス地域、関東山地地域の3地域に分けられる。

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(ア) 生息動向

推定生息数 723頭（H23～24年度調査）

- ・富士・丹沢保護管理ユニット 200頭
- ・関東山地保護管理ユニット 295頭
- ・南アルプス保護管理ユニット 228頭

(イ) 捕獲状況

- ・狩猟禁止期間（H9～H13）前後のクマ捕獲数（有害＋狩猟）
禁止期間前（S58～H8）：平均51.9頭
禁止期間後（H14～H27）：平均36.1頭
- ・ニホンジカ、イノシシ管理捕獲開始（H18～）前後の狩猟捕獲
狩猟禁止期間後～管理捕獲開始前（H14～H17）：平均16.5頭
管理捕獲開始後（H18～）：平均4.6頭
管理捕獲開始以後、大物猟の対象としてニホンジカ、イノシシが中心になったため、クマの捕獲が減少したと考えられる。

ウ 被害等及び被害防除状況

(ア) 農林業被害

果樹を中心とした農業被害と造林木の樹皮剥ぎの林業被害。近年の被害額は1～2億円となっている。

(イ) 人身被害

平成 28 年度 5 件、平成 26 年度 3 件、平成 24 年度、23 年度各 4 件、平成 22 年度 3 件の人身被害が発生している。これ以前にも人身事故が断続的に発生している。

(2) 保護管理の目標

ア 捕獲頭数

前期指針に引き続き、年間 70 頭（推定生息数 723 頭の 10%）とする。

イ 錯誤捕獲の抑制と放獣

- ・捕獲目的の動物にあったわな・檻の設置場所や設定方法等の徹底
- ・錯誤捕獲されたクマは、専門性の高い技術・知識をもった者に依頼し（放獣事業費補助金などを活用）、作業の安全性を確保して放獣。その際、放獣する地域の選定等については慎重に行う。

ウ 被害防除対策

(ア) 農林業被害対策

- ・林縁部や農地の周辺への緩衝帯設置
- ・放棄果樹などを介した出没の常習化の回避や、幹へのトタン巻きによる被害防止
- ・電気柵設置など出没防止設備を強化

(イ) 人身被害対策

- ・生態、行動特性の広報活動
- ・クマとの遭遇を回避する知識や出没・目撃情報の周知等
- ・生ゴミ等の適正管理指導徹底と誘引防止
- ・集落に接する出没ルートの下草刈り等
（クマと住民との突然の出会いによる人身被害を回避し、また、クマが植性カバーに隠れて移動することを減らすため）

エ 生息環境の整備

(ア) 移動経路の確保

移動経路を確保する生態保存地域や保護樹帯の設定

(イ) 生息地の環境整備

針広混交林の整備、里山林等の広葉樹天然林の保全・整備

オ 有害鳥獣捕獲に関する市町村への指導

「人間活動を優先する地域」と「クマを保護する地域」などのゾーンを明確にし、「人間活動を優先する地域」に侵入を繰り返すなど特定の問題個体の選択的な捕獲を行うよう市町村に対して徹底を図る。

6 その他指針の推進のために必要な事項

指針の実施体制

- ・行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等の連携による実施
- ・山梨県ツキノワグマ保護管理検討会において捕獲頭数や指針の見直し等について検討を行う。